

あなたがあなたらしく暮らすために

# トータルライフ支援事業 結いの手

身寄りのない方、頼れる親族がいない方を  
NPOと様々な人たちが手をつないで支える

## 身元保証システム

身寄りがなくて  
施設に入る時の  
保証人がいない

亡くなった後が  
心配

アパートの  
保証人がいない

## NPO 法人 あきた結いネット

社会福祉士を中心とした有資格者が  
お話を伺います。



お困り事をお伺いし、必要なサービスの  
検討をいたします。  
各種サービスを活用しても、お困り事が  
解決しない場合には、結いの手のご契約と  
なります。

### トータルライフ支援事業 結いの手

法的な問題を抱えた方は法律の専門家と共にサポート。

#### 身元保証

##### 施設入所・入院

- ・ 利用料、医療費などの支払い
- ・ 月1回以上の定期訪問
- ・ 状態確認
- ・ 新たなサービスの提案
- ・ 緊急時の対応を事前決定
- ・ 情報提供

##### 賃貸住宅契約時

- ・ 家賃の支払い
- ・ 月1回以上の定期訪問、  
もしくは来所面談
- ・ 生活状況の確認
- ・ 情報提供

#### 金銭管理

NPO法人あきた結いネット  
を代理人として財産管理  
委託契約を結びます。



ご本人のニーズにより、サービスのご提案・企業との直接契約をサポートします。

万が一のとき  
危篤時の対応

葬儀・納骨

遺品整理

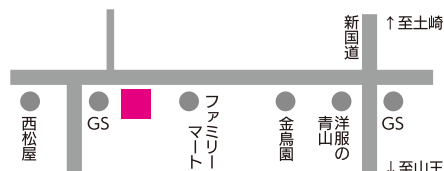
保険外サービス

財産処分  
有効活用

1人で悩まずに相談してください。一歩ずつこれからのこと一緒に考えてみませんか？



特定非営利活動法人 あきた結いネット  
〒010-0973 秋田県秋田市八橋本町3-20-21  
TEL.018-874-8897 FAX.018-874-8251  
CONTACT / info@akitayuinetsakura.ne.jp  
https://akitayuinetsakura.com/



# トータルライフ支援事業 『結いの手』契約・料金形態表

特定非営利活動法人 あきた結いネット

料金項目	施設入所	賃貸(アパート等)	入院	金銭管理 (身元保証なし)
相談料(初回)	一律 3,000円			
契約金 (一般の方)	100,000円	<一般・生活保護 共通> 基本家賃額の2ヶ月分 (例) 月額32,000円 住居の場合 月額64,000円	100,000円	30,000円
契約金 (生活保護の方)	30,000円		30,000円	15,000円
※契約金は月1,000円～の分割払いも可				
更新料	不要	<一般> 20,000円 ※更新月のみ <生活保護> 15,000円 ※更新月のみ	不要	不要
利用料金① (身元保証)	<一般> 5,500円 (月額) <生活保護> 3,500円 (月額)			
利用料金② (金銭管理)	<一般・生活保護 共通> 1回(1銀行1支店)につき 1,000円			<一般・生活保護 共通> 月初回1,500円 月2回目以降 1,000円
備考		※ 契約期間:最長2年 (65歳以上の方は1年) (賃貸借契約期間に 合わせ)	※病院等の医療機関に 入院した月のみ料金 発生。入院が必要と なった際に、その都度 契約書を取り交わす ものとする。	※ 金銭管理のみ ※ 身元保証サービス なし

※料金額は、全て消費税不要とする。

## 利用例 ケース1 50歳 Aさん

利用  
開始時

相談料 3,000円  
 契約金 80,000円  
 (家賃 40,000円の場合)

合計

83,000円

月々  
のご負担

利用料金①(身元保証) 5,500円  
 利用料金②(金銭管理) 1,000円  
 ※1銀行1支店で手続き終了の場合

合計

6,500円  
 +  
 交通費

※生活保護受給者の方は同条件で

利用開始時 → 64,000円 (家賃 32,000円の場合)

月々のご負担 → 4,500円 (利用料金①3,500円 + 利用料金②1,000円) + 交通費

## 利用例 ケース2 45歳 Bさん

利用  
開始時

相談料 3,000円  
 契約金 30,000円

合計

33,000円

月々  
のご負担

利用料金②(金銭管理)  
 1回目1,500円 + 2回目1,000円

合計

2,500円  
 +  
 交通費

※生活保護受給者は同条件で

利用開始時 → 18,000円 (相談料 3,000円 + 契約金 15,000円)

月々のご負担 → 2,500円 (利用料金②1回目 1,500円 + 2回目 1,000円) + 交通費



- アパートを借りるときの身元保証をしてほしい。
- 公共料金の支払いを忘れてしまうので代行してほしい。
- 困り事を相談したい。



- 自分でお金を管理していると使い過ぎてしまう。月に2回、生活費を届けてほしい。

※ ケース1、ケース2ともに成年後見制度の対象ではない方の利用例です。

別途、実費負担を頂く場合があります。利用料金の詳細については、相談員よりご説明致しますので支払い方法等、遠慮なくご相談ください。また判断能力が低下した方の契約についてもご相談ください。